

資料2 別紙

平成30年4月23日
瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会資料

夢づくり地域交付金審査の基準（通常事業）

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1. 申請時審査

ア 必須評価項目（該当しない場合、補助金の対象とならない項目）

(1) 瑞浪市夢づくり地域交付金規則第1条の2第2号に掲げる事業との適合性について

対象事業が、(防災・防犯、青少年育成、子育て支援、健康づくり、高齢者等の福祉、環境美化、男女共同参画、歴史・文化資源の保存、まちづくり推進組織の強化、地域振興、人口減少対策・定住促進、夢づくりチャレンジ研究室からの提案)に関する事業であること。	適・否
--	-----

(2) 瑞浪市夢づくり地域交付金規則第3条に掲げる事項との適合性について

1 市の実施する事業と重複しないこと。	適・否
2 宗教・政治活動に関するものでないこと。	適・否
3 区長会と連携が取られているものであること。	適・否
4 施設の維持管理にかかるものではないこと。	適・否

イ その他の評価項目（補助事業として望ましいものであるかを判断する項目）

1 成果目標が設定されていること。	適・否
2 まちづくり推進組織の強化につながるものであること。	適・否
3 地域独自の課題認識に基づいたものであること。	適・否
4 成果目標と予算の配分が適正であること。	適・否
5 既存の事業でないこと又は新たな視点によるものであること。	適・否

2. 実績評価

ア 自己評価項目（地域が自ら点数を付ける項目）

1 住民総意の事業立案が行われたか。	5・4・3・2・1
2 成果目標が達成されたか。	5・4・3・2・1
3 まちづくり推進組織の強化につながったか。	5・4・3・2・1
4 地域の課題解決ができたか。	5・4・3・2・1
5 予算が課題解決のために効果的に使われたか。	5・4・3・2・1
6 地域住民のコミュニティ強化につながったか。	5・4・3・2・1

評価段階：事後評価調書参照

イ 審査会評価項目（審査会が点数を付ける項目）

(1) 交付金事業の事後評価項目

1 地域の特色を活かした事業であったか。（地域らしさ、地域課題の解決など）	5・4・3・2・1
2 他の地域の模範となる事業であったか。（事業手法、地域の参加状況など）	5・4・3・2・1
3 地域の将来像を見据えた事業であったか。（継続性など）	5・4・3・2・1
4 交付金が効果的に活用されたか。（予算の有効活用など）	5・4・3・2・1

評価段階 5:高く評価できる、4:評価できる、3:普通、2:あまり評価できない、1:評価できない